



エコアクション21
登録番号 0001803

Fukuoka Johkasou Association

KAIHOU

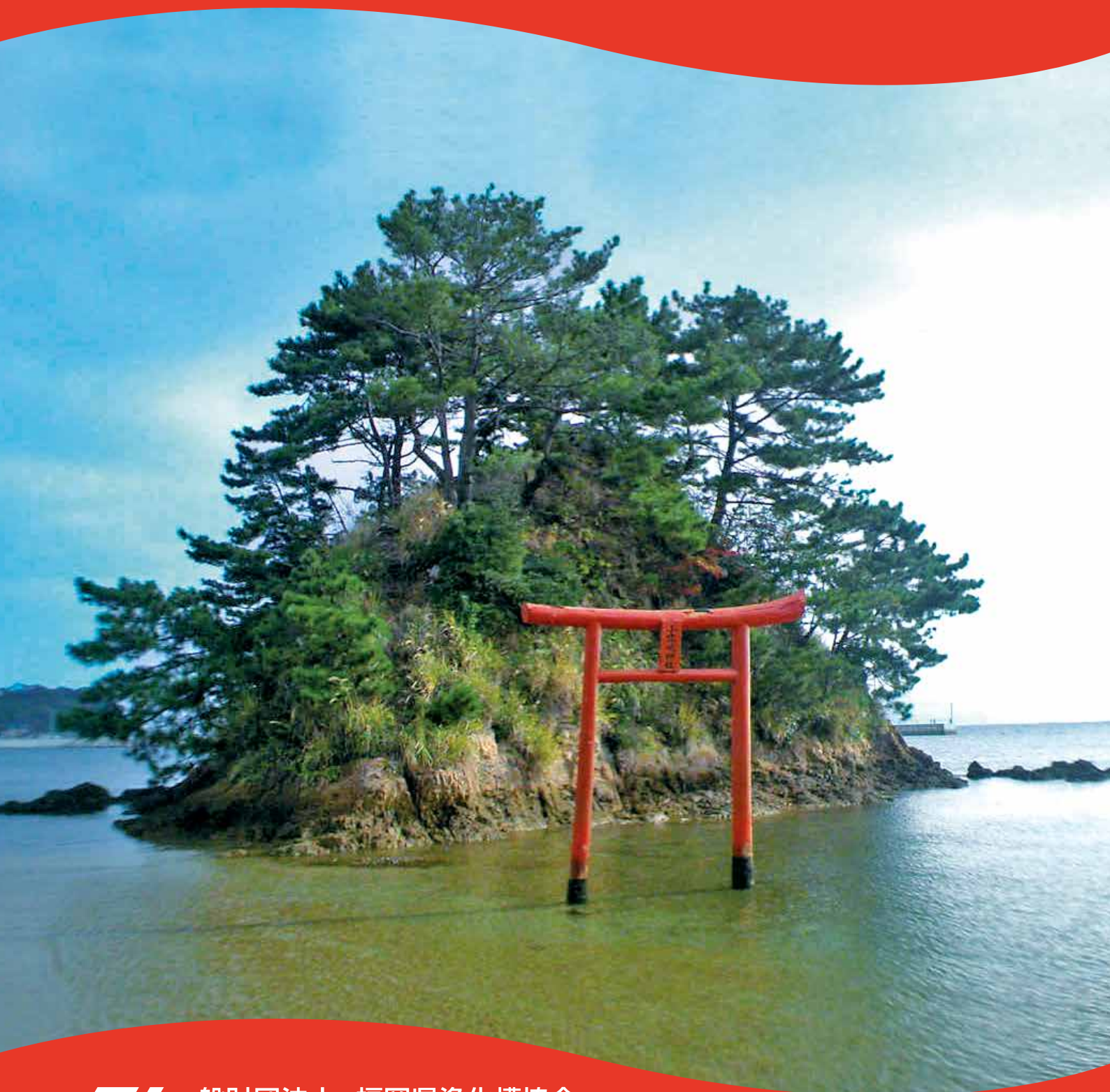
美しい水環境の創造へ

かいほう

2020
NEW YEAR

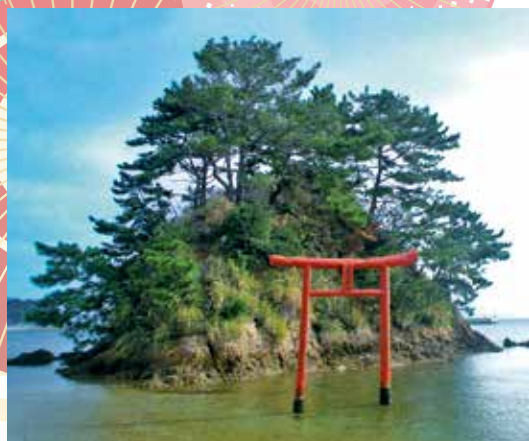
154

新年号



一般財団法人 福岡県浄化槽協会
Fukuoka Johkasou Association

従業員の方々にも広く、ご回覧下さい。



夢の小夜島



沖津宮遙拝所



中津宮

〈写真提供 宗像観光協会〉



INDEX

理事長あいさつ	1
知事年頭あいさつ	2
事業報告	
普及啓発	
第8回じょうかそうポスターコンクール最優秀賞(福岡県知事賞)表彰	3
浄化槽ポスター展を開催	4
浄化槽普及啓発資料の紹介	5
出前講座の実施	6
出前講座のお礼	8
環境フェアへの出展(八女市、嘉麻市、田川市)	9
検査事業	
クロスチェック委員会の報告	10
浄化槽の法定検査結果(上半期)	11
令和元年度上半期の法定検査(第11条検査)実施状況	12
行政職員による法定検査の立会	13
福岡県浄化槽推進協議会の研修会へ講師派遣	13
福岡県浄化槽推進協議会福岡ブロックに講師派遣	13
平成30年度法定検査における水質検査(BOD)結果について	14
講習会等	
指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会を開催	15
指定採水員指定講習会(新規)開催のお知らせ	15
九州地区浄化槽検査員研修会に参加	16
全国浄化槽技術研究集会に参加	17
古代水洗トイレの紹介	18
協会行事録(令和元年10月~12月)	19
情報	
令和元年度浄化槽関係試験・講習日程表	20
令和2年度浄化槽関係試験・講習日程表(予定)	20
表彰	
(一社)福岡県環境計量証明事業協会「計量の日記念式典」における表彰	21
その他	
清掃活動の実施	21
環境学習について	22
浄化槽Q&A	23
法定検査の指摘事例	23
福岡県議会で浄化槽法改正について一般質問	24
水質検査課だより(No.11)	26
ふるさと百景	27
編集後記	27
令和元年度浄化槽シンポジウム福岡開催のお知らせ	28

表紙の写真について

表紙は宗像市大島にある、夢の小夜島(ユメノサヨシマ)です。室町時代に、連歌師・飯尾宗祇の「筑紫道中記」の中で、「浜千鳥 声うちそへて おほしまの 波の間もなく 誰を恋らん」と歌われています。昔の詩情そのまま、海中に立つ朱色の鳥居と島を覆う松の緑が美しいコントラストを見せています。中津宮は、大島に鎮座する宗像大社の三つの宮の一つで、宗像三女神の柱湍津姫神(タギツヒメノカミ)を祀っています。沖津宮遙拝所は、一般の立ち入りが禁止されている、沖ノ島に最も近づく場所です。渡島できない沖ノ島を遥拝する為に設けられました。これらは、2017年7月に世界遺産登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産です。



理事長あいさつ

一般財団法人福岡県浄化槽協会
理事長 三浦 正史



あけましておめでとうございます。

令和2年の新春にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は全国各地で大雨や台風等の災害により、甚大な被害が発生しました。

被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、昨年の6月19日に公布された、浄化槽法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることとなり、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」、「浄化槽の使用休止制度」、「浄化槽管理士に対する研修機会の確保」等が盛り込まれました。

この法律施行により、合併処理浄化槽への転換並びにさらなる浄化槽の適正管理が推進されることを期待します。

このような中、環境省においては、浄化槽法改正を受け、令和2年度浄化槽予算に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進に向けて、予算要求がなされており、合併処理浄化槽への転換が進むものと思います。

また、福岡県においては、浄化槽法第11条に基づく法定検査を受検されていない管理者を対象に、浄化槽の適正な管理（保守点検・清掃・法定検査）の必要性を記載した受検勧奨文書が発出され、これまで以上に浄化槽の適正管理が促進されるものと思います。

なお、当協会では、地方行政の政策決定に携わる皆様や市民団体その他関係者の皆様を対象に、下水道事業の現状、公営企業会計適用拡大に関する情報並びに浄化槽による持続可能な污水处理整備手法など生活排水処理計画の策定に有益な情報を提供するため、「浄化槽シンポジウム福岡」を本年2月に開催します。

役員並び職員一同、浄化槽を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら事業の推進に向けて、全力を尽くして参りますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



知事年頭あいさつ

福岡県知事 小川 洋



新年あけましておめでとうございます。

一般財団法人福岡県浄化槽協会ならびに会員の皆さまには、日ごろから浄化槽の適正な維持管理の確保やその普及啓発を通じて、県民の健康で快適な生活環境の確保に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

去年は、お代替わりがあり、「令和」という新しい時代が始まりました。

そして、スポーツで大いに盛り上がった年でした。アジア初のラグビーワールドカップ日本大会は大成功。ソフトバンクホークスが3年連続日本一。ギラヴァンツ北九州はJ2復帰、アビスパ福岡との福岡ダービーが楽しみとなります。

一方で、大雨、台風による災害が全国各地で発生し、本県では、平成29年以降3年連続の災害となりました。引き続き、被災地の復旧・復興に全力をあげてまいります。

今年は、子孫繁栄の象徴「子(ね)」年で、種が新たに芽生え、育ち始める年でもあります。

この新しい年、①急速に進む少子高齢化、人口減少、②AI、IoTなど最新技術を駆使した新たな産業革命である「第4次産業革命」の進展、③「人生100年時代」の到来という三つの大きな変化をしっかり受け止め、県内各地、各産業を元気にし、福岡県のさらなる前進、発展のため、全力を尽くしてまいります。

浄化槽を取り巻く状況をみると、本県においては単独処理浄化槽が4万6千基残存し、法定検査の受検率は約7割となっています。全国では約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、また、法定検査の受検率が約4割にとどまっていることから、より環境負荷の低い合併処理浄化槽への早急な転換と浄化槽管理の強化が必要となっています。

これらの課題を解決するため、昨年6月に浄化槽法が改正され、問題のある単独処理浄化槽に対する指導権限の付与、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士に対する研修の機会の確保などが盛り込まれました。

県におきましては、「福岡県汚水処理構想 ～ふくおか水環境ビジョン」に基づき、持続的な汚水処理システムの構築を進めており、合併処理浄化槽の設置に対する財政支援はもとより、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う際の財政支援を通じ、今後も、本構想の下、浄化槽の整備と合併処理浄化槽への転換を着実に進めてまいりたいと考えています。

また、浄化槽の処理機能が十分に発揮されるためには、清掃・保守点検・法定検査といった適正な維持管理が不可欠であることから、本県では、皆さまをはじめとした浄化槽関係者との連携の下、全県域一斉の受検率向上の取り組みを昨年からはじめたところです。今回の法改正で盛り込まれた浄化槽台帳の整備などに関しましても、関係の皆さまのご助力が必要不可欠です。今後とも、より一層のご支援、ご協力をお願いします。

新年が皆さまにとって、素晴らしい一年となりますよう心からお祈りいたします。

第8回じょうかそうポスターコンクール最優秀賞(福岡県知事賞)表彰

今年度実施しました第8回じょうかそうポスターコンクールにおいて、福岡県知事賞の他、各賞に輝いた児童の皆さんに表彰状が授与されました。受賞おめでとうございます。

福岡県知事賞	行橋市立延永小学校4年 橋本 梨央さん
福岡県浄化槽推進協議会会長賞	みやこ町立伊良原小学校4年 村上 結子さん
福岡県環境整備事業協同組合連合会会長賞	大野城市立平野小学校4年 松本 悠斗さん
一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長賞	築上町立下城井小学校3年 増田 雅さん

福岡県知事賞



橋本 梨央さんと
京築保健福祉環境事務所の仙波環境長

福岡県浄化槽推進協議会会長賞



村上 結子さん

福岡県環境整備事業協同組合連合会会長賞



松本 悠斗さん

一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長賞



増田 雅さん

事業報告/普及啓発

浄化槽ポスター展を開催

今年度実施した第8回「じょうかそう」ポスターコンクールの入賞作品を10月1日の「浄化槽の日」にあわせて、福岡県庁、久留米市役所、コスメイト行橋の県内3ヶ所に展示しました。

また、今後の浄化槽の普及に活用していただくため、入賞作品を掲載した浄化槽啓発ポスターを市町村や会員事業所等に配付します。



福岡県庁



浄化槽模型の展示(福岡県庁)



久留米市役所



コスメイト行橋



入選作品啓発ポスター

当協会では、浄化槽の普及啓発に関する資料を取り揃えておりますので、是非ご活用下さい。
詳しくは、協会事務局企画課(TEL092-947-1800)までご連絡下さい。

「浄化槽の適正な管理をしていますか？」



A4 版リーフレット

浄化槽を適正に管理することの重要性を説明した内容のリーフレットです。

「浄化槽は生き物です」



A4 版リーフレット

浄化槽の正しい使い方や、保守点検業者及び清掃業者との委託契約を促す内容となっています。

「浄化槽の法定検査を受けていますか？」



A4 版リーフレット

浄化槽の法定検査の案内や保守点検及び清掃の必要性を説明した内容のリーフレットです。

「河川の浄化にご協力下さい!」



A4 版リーフレット

水の汚れる原因や浄化槽のしくみを分かりやすく解説しています。単独浄化槽及び汲み取り便所の使用者向けの内容となっています。

「わが町の環境支える浄化槽」



A3 版リーフレット

水の汚れる原因や浄化槽のしくみを分かりやすく解説しています。浄化槽設置者・未設置者問わない内容となっています。

出前講座の実施

小学校学習指導要領の社会科4年生時では、「飲料水や電気、ガス、廃棄物の処理について、それらの事業を見学または調査することで、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えさせること。」とされています。

この趣旨を踏まえ、当協会では、毎年、小学校4年生を対象に、浄化槽の普及啓発を目的とした出前講座（環境学習）を実施しており、今年度は以下の日程で実施しました。

出前講座では、水の循環に関する講義だけでなく、実際に水の汚れを測ったり、微生物を観察したりすることで、身近な水環境の現状を知り、汚した水を浄化する技術や、これから自分たちにできることについて考える良い機会になっています。

また、筑紫保健福祉環境事務所が主催する出前講座（水辺教室）においても、「川の汚れについて」と題し、環境学習を実施しました。

日 程	対象小学校等	日 程	対象小学校等
5月10日	太宰府市立水城小学校（水辺教室）	7月12日	糸島市立雷山小学校
5月29日	那珂川市立南畑小学校（水辺教室）	7月16日	久留米市立合川小学校
5月30日	那珂川市立岩戸北小学校（水辺教室）	7月17日	豊前市立大村小学校
6月4日	久留米市立安武小学校	8月1日	広川町立長延区分館（きらめき教室）
6月5日	久留米市立荘島小学校	8月23日	筑紫野市竜岩自然の家（水辺教室）
6月7日	糸島市立一貴山小学校	8月24日	みやま市バイオマスセンター
6月11日	田川市立鎮西小学校	9月6日	豊前市立黒土小学校
6月11日	行橋市立今元小学校	9月10日	筑紫野市立山口小学校（水辺教室）
6月12日	大野城市立大野北小学校（水辺教室）	9月17日	直方市立直方南小学校
6月14日	香春町立香春小学校	9月20日	大川市立宮前小学校
6月14日	太宰府市立水城小学校	9月25日	柳川市立柳河小学校
6月17日	苅田町立与原小学校	9月26日	添田町立中元寺小学校
6月18日	那珂川市立安德南小学校（水辺教室）	9月27日	大川市立川口小学校
6月19日	行橋市立今川小学校	9月30日	田川市立弓削田小学校
6月20日	みやこ町立伊良原小学校	10月1日	直方市立新入小学校
6月24日	直方市立植木小学校	10月3日	上毛町立唐原小学校
6月26日	築上町立下城井小学校	10月8日	福智町立金田小学校
6月28日	行橋市立延永小学校	10月10日	豊前市立山田小学校
7月2日	糸島市立桜野小学校	10月15日	飯塚市立片島小学校
7月4日	大野城市立平野小学校（水辺教室）	10月16日	福智町立市場小学校
7月5日	大野城市立大野小学校（水辺教室）	10月21日	飯塚市立庄内小学校
7月10日	築上町立八津田小学校	10月23日	上毛町立友枝小学校
7月11日	那珂川市立片縄小学校（水辺教室）	10月25日	東峰村立東峰学園

計46か所

出前講座実施風景

水についての講義のようす



微生物の観察のようす



水の汚れ調べるようす



浄化槽見学の様す



紙の溶解実験のようす



事業報告/普及啓発

出前講座のお礼

出前講座を実施した小学校の児童の皆さんから、素敵なお礼を沢山頂きました。

上毛町立唐原小学校 4年生のみなさん



福智町立金田小学校 4年生のみなさん



環境フェアへの出展(八女市、嘉麻市、田川市)

八女市

11月3日(日)に八女市(おりなす八女)で「八女エコキャンペーン2019」が開催されました。

自治体が主体となるこのフェアは、地域住民の方へ環境への関心を深めてもらうことを目的として、例年この時期に開催されています。

当協会では、浄化槽の役割や仕組み等を、浄化槽模型、冊子で紹介するとともに、浄化槽に関するクイズを出題して多くの方に答えていただきました。

なお、前回同様の企画である「クイズ解答者にトイレトペーパープレゼント」は、大変好評で、多数の方に当協会のブースにご来場頂き、大盛況のうちに終了しました。



会場のようす

田川市

炭坑のまちとして栄えた田川の文化と歴史を全国に発信すること、ふるさと田川の誇りを後世に継承していくことを目的として平成18年度から開催されているお祭りです。

今年は11月3日(日)に開催され、「第14回TAGAWA コールマイン・フェスティバル〜炭坑節まつり〜」において、浄化槽模型の展示やパソコンによる浄化槽クイズコーナーを行いました。

当日は、午前中の雨にもかかわらず、多数の参加者で賑わい、当協会のブースにも沢山の方が立ち寄られました。



会場のようす

嘉麻市

11月10日(日)に織田廣喜美術館芝生広場(嘉麻市上臼井)で開催された「嘉麻市ふれあいまつり2019」に、当協会は、浄化槽ブースを出展いたしました。

当日は、秋晴れの下、小さなお子様をはじめ、多くの方々に当協会ブースにお立ち寄りいただきました。ブース内では、浄化槽模型の展示や浄化槽クイズを行い、浄化槽の役割や仕組みを幅広い世代の方々に知っていただく貴重な機会となりました。

また、浄化槽クイズの参加者にプレゼントされる当協会オリジナルトイレトペーパーも大変好評でした。

当協会では、様々なイベントで浄化槽の普及啓発活動を行っておりますので、当協会の展示ブースを「発見!!!」された際には、お気軽にお立ち寄りください。



会場のようす

クロスチェック委員会の報告

10月8日(火)に令和元年度第2回クロスチェック委員会を協会事務局で開催しました。

委員会では、11条検査実績の推移及び平成31年度4月から令和元年7月までの11条検査の実施状況、スクリーニング検査の実施状況、現地調査の実施状況等についての審査が行われました。報告内容の概要は、以下のとおりです。

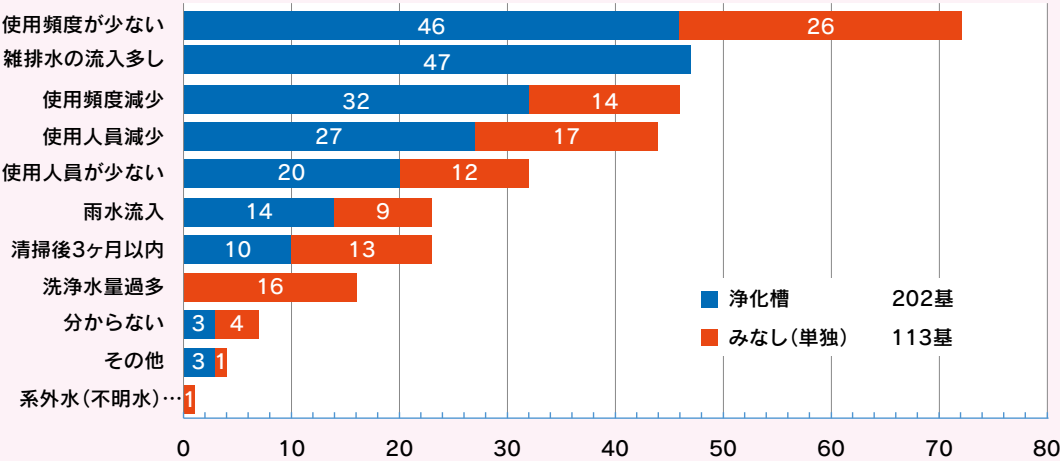


クロスチェック委員会のように

水質検査等及び現地調査実施基数(平成31年4月から令和元年7月分)

項目	4月	5月	6月	7月	合計
水質検査基数	6,836	6,827	7,286	7,636	28,585
スクリーニング検査基数※1	837	717	518	422	2,494
フォロー検査基数※2	45	26	78	131	280
聞き取り調査実施数※3	75	105	93	250	523
現地調査基数※4	2	1	2	2	7

- ※1 スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行う検査です。
- ※2 フォロー検査とは、前年度外観検査で「不適正」と判定された浄化槽について、「不適正」な箇所の改善状況の確認を行う検査です。
- ※3 塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合は、採水状況を確認するため、指定採水員の方に塩化物イオン濃度の原因について聞き取り調査を実施します。
- ※4 現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回ったが、その原因がわからない場合に行う調査です。



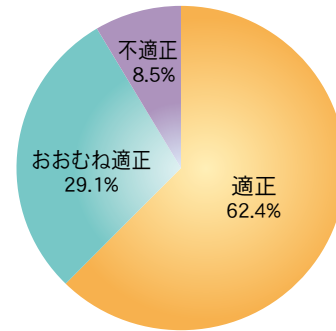
聞き取り調査の結果

浄化槽の法定検査結果(上半期)

令和元年度上半期(4月から9月)の法定検査実施状況は、次のとおりです。

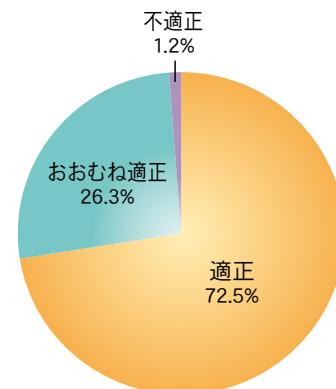
7 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定		
		適 正	おおむね適正	不適正
筑 紫	78	52	22	4
宗像・遠賀	67	30	21	16
嘉穂・鞍手	706	398	220	88
北筑後	47	38	7	2
南筑後	563	391	160	12
京 築	337	200	103	34
福岡市	3	1	2	0
久留米市	107	80	20	7
合 計	1,908	1,190	555	163
割 合	—	62.4%	29.1%	8.5%



11 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定		
		適 正	おおむね適正	不適正
筑 紫	3,197	2,022	1,122	53
宗像・遠賀	3,099	2,208	864	27
嘉穂・鞍手	15,752	11,509	4,028	215
北筑後	3,645	2,731	888	26
南筑後	18,666	13,399	5,084	183
京 築	7,677	5,679	1,814	184
福岡市	105	69	33	3
久留米市	5,176	3,905	1,252	19
合 計	57,317	41,521	15,086	710
割 合	—	72.5%	26.3%	1.2%

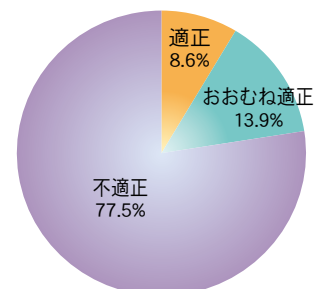


フ ェ ォ ロ ー 検 査 実 績

平成30年度の法定検査において、特定の検査項目が「不可」と判断されたことにより「不適正」と判定された浄化槽を対象に、水質検査に加え外観検査(フォロー検査)を実施しました。

上半期のフォロー検査の結果は、対象となった浄化槽 373基のうち、84基(22.5%)が「適正」または「おおむね適正」と判定されました。

	検査基数 合 計	判 定		
		適 正	おおむね適正	不適正
検査基数	373	32	52	289
割 合	—	8.6%	13.9%	77.5%



令和元年度上半期の法定検査(第11条検査)実施状況

令和元年度上半期(4月から9月)における市町村別の法定検査(第11条検査)の実施状況は、次のとおりです。

保健福祉環境 事務所等	市町村	検査基数		
		50人槽以下	51人槽以上	合計
筑紫	筑紫野市	235	15	250
	春日市	57	0	57
	大野城市	18	1	19
	太宰府市	39	1	40
	糸島市	2,661	55	2,716
	那珂川市	111	4	115
	計	3,121	76	3,197
宗像・ 遠賀	中間市	283	19	302
	宗像市	166	1	167
	古賀市	448	13	461
	福津市	380	15	395
	宇美町	194	5	199
	篠栗町	73	1	74
	志免町	14	1	15
	須恵町	296	7	303
	新宮町	313	20	333
	久山町	55	14	69
	粕屋町	39	4	43
	芦屋町	5	1	6
	水巻町	263	12	275
	岡垣町	166	2	168
	遠賀町	272	17	289
	計	2,967	132	3,099
嘉穂・ 鞍手	直方市	1,562	97	1,659
	飯塚市	4,370	213	4,583
	田川市	2,091	104	2,195
	宮若市	1,497	96	1,593
	嘉麻市	1,008	48	1,056
	小竹町	296	12	308
	鞍手町	358	21	379
	桂川町	647	21	668
	香春町	1,045	14	1,059
	添田町	244	26	270
	糸田町	267	18	285
	川崎町	462	42	504
	大任町	54	23	77
	赤村	142	4	146
	福智町	907	63	970
	計	14,950	802	15,752

保健福祉環境 事務所等	市町村	検査基数		
		50人槽以下	51人槽以上	合計
北筑後	小郡市	437	1	438
	うきは市	393	7	400
	朝倉市	2,195	72	2,267
	筑前町	274	9	283
	東峰村	202	7	209
	大刀洗町	42	6	48
	計	3,543	102	3,645
南筑後	柳川市	3,844	105	3,949
	八女市	4,375	129	4,504
	筑後市	2,508	57	2,565
	大川市	1,624	81	1,705
	みやま市	3,095	58	3,153
	大木町	1,718	19	1,737
	広川町	1,045	8	1,053
	計	18,209	457	18,666
京築	行橋市	2,818	125	2,943
	豊前市	1,077	18	1,095
	苅田町	1,014	52	1,066
	みやこ町	1,156	36	1,192
	吉富町	251	6	257
	上毛町	646	14	660
	築上町	451	13	464
	計	7,413	264	7,677
福岡市	東区	24	4	28
	博多区	8	4	12
	中央区	0	0	0
	南区	5	0	5
	西区	35	6	41
	城南区	4	0	4
	早良区	14	1	15
	計	90	15	105
久留米市	旧久留米市	791	25	816
	旧三潴町	1,629	19	1,648
	旧城島町	1,135	32	1,167
	旧田主丸町	871	11	882
	旧北野町	656	7	663
	計	5,082	94	5,176
検査基数		50人槽以下	51人槽以上	合計
合計		55,375	1,942	57,317

事業報告/検査事業

行政職員による法定検査の立会

11月28日(木)、福岡県保健福祉環境事務所の浄化槽担当者による法定検査の立会が行われました。

この立会は、毎年1回、福岡県各保健福祉環境事務所の管轄区域において、浄化槽の設置状況や法定検査の実施方法について、現場において当協会職員が説明する形式で実施しており、今回で14回目となります。

今年度は、業務の都合で、京築保健福祉環境事務所のみの実施となりましたが、情報交換をする良い機会となっています。



現場のようす

事業報告/検査事業

福岡県浄化槽推進協議会の研修会へ講師派遣

11月6日(水)久留米市役所にて、福岡県内の市町村で構成される福岡県浄化槽推進協議会主催の担当者研修会が開催され、当協会から講師を派遣しました。

この研修会は、浄化槽整備事業及び浄化槽行政の円滑な推進を図ることを目的として開催されています。

当日は30市町村42名の参加がありました。

当協会では、今後とも積極的にこのような研修会に参加し、浄化槽行政職員の業務推進に協力していきます。

【カリキュラム】

科目	内容	講師	時間
第1部	「田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業」について	田川市市民生活部 環境対策課	60分
第2部	浄化槽法第11条検査「福岡方式」について	事務局 検査課	30分
	水質改善事例について		20分
	省エネ型浄化槽システム導入推進事業について		10分



研修会のようす

事業報告/検査事業

福岡県浄化槽推進協議会福岡ブロックに講師派遣

福岡県浄化槽推進協議会(福岡ブロック)が主催する研修に、当協会職員が講師として参加しました。

この研修は、浄化槽整備事業および浄化槽行政の円滑かつ適正な推進を図ることを目的に定期的に開催されており、県内各市町村の浄化槽担当職員の方々に当協会の事業を理解して頂く良い機会となっています。

日時：11月28日(木) 14:50～15:50

場所：宇美町内の一般住宅

講義内容：浄化槽の構造及び処理機能に関する説明 / 浄化槽の維持管理のポイントに関する解説



研修のようす

平成30年度法定検査における水質検査(BOD)結果について

平成30年の法定検査(7条検査及び11条検査)における、市町村別の水質検査(BOD)結果については次のとおりです。

保健福祉環境 事務所等	市町村	実施 件数	B O D		
			「良」	「可」	「不可」
筑紫	筑紫野市	572	84.4%	7.3%	8.2%
	春日市	99	74.7%	12.1%	13.1%
	大野城市	42	100.0%	0.0%	0.0%
	太宰府市	90	88.9%	5.6%	5.6%
	糸島市	5,771	85.8%	7.5%	6.7%
	那珂川市	258	83.7%	6.2%	10.1%
	計	6,832	85.6%	7.4%	7.0%
宗像・ 遠賀	中間市	639	86.7%	7.8%	5.5%
	宗像市	313	81.8%	7.7%	10.5%
	古賀市	1,002	85.0%	7.3%	7.7%
	福津市	880	81.6%	8.9%	9.5%
	宇美町	395	87.6%	4.3%	8.1%
	篠栗町	177	93.8%	3.4%	2.8%
	志免町	83	86.7%	6.0%	7.2%
	須恵町	615	85.9%	6.2%	8.0%
	新宮町	665	84.4%	6.9%	8.7%
	久山町	102	98.0%	1.0%	1.0%
	粕屋町	92	87.0%	3.3%	9.8%
	芦屋町	13	84.6%	15.4%	0.0%
	水巻町	632	81.3%	9.7%	9.0%
	岡垣町	298	95.6%	3.7%	0.7%
	遠賀町	510	95.5%	3.1%	1.4%
	計	6,416	86.2%	6.7%	7.1%
嘉穂・ 鞍手	直方市	3,538	88.7%	5.7%	5.5%
	飯塚市	9,177	80.3%	10.4%	9.4%
	田川市	4,527	83.0%	9.1%	7.9%
	宮若市	2,912	79.8%	9.2%	11.0%
	嘉麻市	2,115	88.0%	6.6%	5.4%
	小竹町	577	75.4%	13.2%	11.4%
	鞍手町	749	79.0%	8.0%	13.0%
	桂川町	1,355	78.0%	11.5%	10.5%
	香春町	2,087	84.6%	7.0%	8.4%
	添田町	525	91.4%	3.6%	5.0%
	糸田町	625	79.7%	9.8%	10.6%
	川崎町	1,111	79.1%	8.0%	12.9%
	大任町	155	89.0%	3.9%	7.1%
	赤村	345	78.6%	9.9%	11.6%
	福智町	1,924	85.4%	8.1%	6.4%
	計	31,722	82.6%	8.8%	8.6%
北筑後	小郡市	945	86.6%	6.6%	6.9%
	うきは市	792	80.3%	13.4%	6.3%
	朝倉市	4,738	88.1%	6.4%	5.5%
	筑前町	534	86.5%	8.4%	5.1%
	東峰村	420	86.0%	7.6%	6.4%
	大刀洗町	77	93.5%	5.2%	1.3%
	計	7,506	86.9%	7.4%	5.7%
南筑後	柳川市	8,155	85.1%	7.7%	7.2%
	八女市	9,064	82.9%	8.5%	8.6%
	筑後市	5,482	84.7%	7.2%	8.1%
	大川市	3,165	78.7%	9.3%	12.0%
	みやま市	6,108	92.4%	4.2%	3.4%
	大木町	3,324	78.8%	9.7%	11.5%
	広川町	2,306	85.3%	7.4%	7.2%
	計	37,604	84.6%	7.5%	7.9%
京築	行橋市	5,626	83.9%	7.4%	8.7%
	豊前市	2,194	86.1%	7.7%	6.2%
	苅田町	2,275	83.3%	8.5%	8.2%
	みやこ町	2,206	79.7%	11.4%	8.9%
	吉富町	549	84.3%	7.8%	7.8%
	上毛町	1,371	88.1%	6.5%	5.4%
	築上町	1,035	80.5%	9.8%	9.8%
	計	15,256	83.7%	8.3%	8.0%
福岡市	東区	68	89.7%	2.9%	7.4%
	博多区	46	87.0%	0.0%	13.0%
	中央区	0	—	—	—
	南区	9	89%	0.0%	11.1%
	西区	107	88.8%	1.9%	9.3%
	城南区	13	84.6%	0.0%	15.4%
	早良区	30	93.3%	3.3%	3.3%
	計	273	89.0%	1.8%	9.2%
久留米市	旧久留米市	1,748	83.5%	9.0%	7.4%
	旧三潁町	3,394	80.7%	9.6%	9.7%
	旧城島町	2,529	84.3%	7.4%	8.3%
	旧田主丸町	1,782	86.3%	8.6%	5.2%
	旧北野町	1,413	82.7%	7.5%	9.8%
	計	10,866	83.2%	8.6%	8.3%
合計		116,475	84.1%	8.0%	7.9%

指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会を開催

10月および11月に県内3会場で「指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会」を開催しました。この研修会は、指定期間が今年度で満了する指定採水員の方を対象とした「指定採水員指定講習会(更新)」と、浄化槽業務に関わる全ての方を対象に維持管理技術の向上等を目的とした「浄化槽技術研修会」を兼ねて開催するものです。

今回は、県廃棄物対策課、アムズ(株)を講師としてお招きし、浄化槽行政の現状や浄化槽法の一部改正およびメンテナンス等についてご講演頂きました。当協会からも浄化槽の水質改善事例について2題を紹介しました。

また、浄化槽関連機器メーカーや商社など5社にご協力頂き、最新機器等の展示を行いました。

● 開催日、開催場所と参加人数 ●

開催日	開催場所	人数
10月29日(火)	行橋商工会議所(行橋市)	49
11月 8日(金)	三潯生涯学習センター(久留米市)	79
11月13日(水)	イズカコスモスコモン(飯塚市)	86
合計		214

● カリキュラム ●

タイトル	講師(敬称略)
浄化槽行政の現状について	福岡県環境部廃棄物対策課
アムズ浄化槽の維持管理ポイントについて	アムズ(株)
浄化槽の水質改善事例(2題)	(一財)福岡県浄化槽協会

● ブース出展協力(50音順、敬称略) ●

飯島電子工業(株)
笠原理化工業(株)
(株)テクノ高槻
(株)日環商事
安永エアポンプ(株)



研修会のようす

指定採水員指定講習会(新規)開催のお知らせ

新たに指定採水員の指定を受けようとする方を対象とした「指定採水員指定講習会(新規)」を以下のとおり開催します。詳細につきましては、各事業所あてに別途ご案内いたします。

日 令和2年2月20日(木)
時 13:30~16:00(受付13:00~)

※会場の都合上、午後の開催となります。

場所 クリエイト篠栗
糟屋郡篠栗町中央1丁目9-1
電話:092-947-2222



九州地区浄化槽検査員研修会に参加

令和元年度九州地区浄化槽検査員研修会が、九州地区浄化槽指定検査機関協議会の主催により、11月15日(金)に大分市で開催され、当協会からは10名出席しました。

今回は、基調講演として、環境省浄化槽推進室の松田室長から「最近の浄化槽行政について」と題し、来年4月に施行される改正浄化槽法の内容を中心に講演が行われました。

また、研究発表は分科会方式で行われ、当協会からは「底部汚泥の堆積により水質が悪化した浄化槽の水質改善事例」について発表を行いました。また、四国地区の指定検査機関からの参加もあり、活発な意見交換が行われました。

基調講演

「最近の浄化槽行政について」

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 室長 松田尚之

分科会	発表題目	発表機関
A組	温泉流入による浄化槽の課題と取組について	(公財)大分県環境管理協会
	熊本県における今後の浄化槽設置基数と検査基数の推察について	(公社)熊本県浄化槽協会
	底部汚泥の堆積により水質が悪化した浄化槽の改善事例	(一財)福岡県浄化槽協会
	法定検査における事故・トラブルの未然防止に向けた取組について	(一財)高知県環境検査センター
B組	嫌気ろ床接触ばっ気方式とモアコンパクト型浄化槽の水質比較について	(公財)宮崎県環境科学協会
	ばっ気停止から回復までのBOD数値差及び立ち上がりまでの検証について	(一財)長崎県浄化槽協会
	浄化槽の不具合改善に向けた管理業者への対処法提案について	(公財)鹿児島県環境保全協会



研修会のようす

全国浄化槽技術研究集会に参加

第33回全国浄化槽技術研究集会が、公益財団法人日本環境整備教育センターの主催により、10月9日(水)10日(木)に、秋田県秋田市の「秋田キャッスルホテル」にて開催されました。

この研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和62年から「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として毎年開催されています。

初日は、浄化槽関係者がそれぞれのテーマで研究を発表する「研究発表会」が2会場で行われ、福岡県からは、田川市汚水処理対策室の重久室長から「人口減少時代における市町村の汚水処理事業選択の研究」と題して、田川市における汚水処理事業の制度設計の課程で得られた知見等が報告されました。

また、2日目には、浄化槽行政担当者研究会と浄化槽検査員研究会が分科会形式で開催され、福岡県からは、浄化槽行政担当者研究会の部において、田川市汚水処理対策室の濱田主任から「田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業」と題して、新たな浄化槽の整備手法の紹介が行われました。

当協会からは、同じく浄化槽行政担当者研究会の部で、「浄化槽の普及・啓発に関する取り組みについて」と題して、企画課日野主事が普及啓発の成果や課題について発表しました。



田川市汚水処理対策室 重久室長



田川市汚水処理対策室 濱田主任



事務局企画課 日野主事

古代水洗厠舎の紹介

第33回全国浄化槽技術研究集会(秋田市)の参加が決まった後、秋田の名所を検索していたところ、秋田城の古代水洗厠舎(トイレ)の紹介記事を発見しました。

職業病なのか浄化槽の仕事をしている者として、是非見てみたいと思い、現地に行ってみたので紹介します。

まず、古代水洗厠舎が設置されてある秋田城は、奈良時代から平安時代にかけて東北地方の日本海側の最北に置かれた大規模な地方官庁で、政治・軍事・文化の中心地だったそうです。

この秋田城の城跡第63次調査で水洗厠舎(トイレ)が発見され、秋田城の迎賓館と考えられる建物群の近くの沼地の横に設置されていました。

調査の結果から、奈良時代後半のものであることが分かっており、この時代に建物の構造を持ち水洗施設が機能的に整備された便所遺構は、秋田城でしか発見されていません。

厠舎(トイレ)の構造は、建物内に3基の便槽が設置され、それぞれの便槽から沼地側の斜面方向に伸びる木樋が埋め込まれており、その先に沈殿槽が掘り込まれています。

水洗用の給水設備は大甕(おおがめ)に貯水し、用便のたびに柄杓で流していたものと推測され、沈殿槽で分離された中間水は沼地に放流され、汚物は肥料として活用されていたものと思われます。

また、発掘調査の結果、沈殿槽の堆積土からは当時の日本人の食生活からは検出されない豚食由来の寄生虫卵が発見され、この寄生虫卵は中国大陸にみられる食習慣で検出されることから、大陸からの来訪者が使用していたことが伺えるそうです。

秋田城は、秋田駅から西北西へ6km行ったところの小高い丘の上にあり、中心街から少し離れていましたので、徒歩で行くには少し辛かったですが、行ってみた価値はあったと思います。

(島田賢治・濱崎博美)

(参考文献:秋田市公式サイト、現地配付資料)



水洗厠舎の全景



木樋と沈殿槽



水洗厠舎の個室



水洗厠舎の便槽内部

協会行事録(令和元年10月～12月)

日 付	行 事 内 容	開 催 地	会 場
10月 1日 (火)	出前講座	直方市	新入小学校
〃	全国浄化槽大会	東京都	ホテルグランドパレス
〃	環境技術実証事業説明会	北九州市	北九州観光コンベンション協会
10月 3日 (木)	出前講座	上毛町	唐原小学校
〃	フォローアップセミナー	粕屋町	(一社)福岡県環境計量証明事業協会
10月 4日 (金)	建設計画策定部会 A	篠栗町	当協会役員室
10月 6日 (日)	天皇陛下御即奉祝福岡県民の集い	福岡市中央区	ホテルニューオータニ博多
10月 8日 (火)	出前講座	福智町	金田小学校
〃	クロスチェック委員会	篠栗町	当協会役員室
10月 9日 (水)	全国浄化槽技術研究集会 (10/9 ～ 10)	秋田県	秋田キャッスルホテル
〃	ポスコン展示 (10/9 ～ 16)	行橋市	コスメイト行橋
10月10日 (木)	出前講座	豊前市	山田小学校
10月15日 (火)	出前講座	飯塚市	片島小学校
10月16日 (水)	出前講座	福智町	市場小学校
10月17日 (木)	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	福岡市博多区	県中小企業振興センター
10月18日 (金)	ポスコン展示 (10/18 ～ 24)	久留米市	久留米市役所
〃	法定・水質合同課長会議	篠栗町	当協会役員室
10月21日 (月)	出前講座	飯塚市	庄内小学校
10月23日 (水)	出前講座	上毛町	友枝小学校
10月25日 (金)	ライフプランセミナー	久留米市	筑後検査センター
〃	出前講座	東峰村	東峰学園
10月27日 (日)	管理士国家試験	福岡市博多区	九州ビル
10月28日 (月)	水質検査課研修	久留米市	筑後検査センター
〃	田川市浄化槽技術向上協議会	田川市	田川市民会館
10月29日 (火)	指定採水員講習会 (兼) 浄化槽技術研修会	行橋市	行橋商工会議所
10月30日 (水)	建設計画策定部会 B	篠栗町	当協会役員室
10月31日 (木)	建設計画策定部会 A	篠栗町	当協会役員室
11月 2日 (土)	TAGAWA コールマイン・フェスティバル (～ 11/3)	田川市	田川市石炭記念公園
11月 3日 (日)	八女エコキャンペーン 2019	八女市	八女市民会館おりなす八女
11月 6日 (水)	福岡県浄化槽推進協議会研修会	久留米市	久留米市役所
11月 8日 (金)	指定採水員講習会 (兼) 浄化槽技術研修会	久留米市	三猪生涯学習センター
〃	計量記念日式典	福岡市博多区	ホテルレオパレス博多
11月10日 (日)	環境学習 (地熱発電所見学) (職員旅行 11/9 ～ 10)	大分県	八丁原地熱発電所
〃	嘉麻市ふれあいまつり 2019	嘉麻市	織田廣喜美術館裏芝生広場
11月11日 (月)	第 4 回適正点検調査報告審査会	篠栗町	当協会役員室
11月12日 (火)	フジクリーン工場見学	飯塚市	フジクリーン工業(株)
11月13日 (水)	指定採水員講習会 (兼) 浄化槽技術研修会	飯塚市	飯塚コスモスコモン
11月15日 (金)	九州地区浄化槽検査員研修会	大分県	JCOM ホルトホール大分
11月18日 (月)	エコアクション 2.1 内部監査	篠栗町	当協会役員室
〃	他県派遣研修 (11/18 ～ 22)	鹿児島市	(公財) 鹿児島県環境保全協会
11月21日 (木)	水質検査課長会議	篠栗町	当協会役員室
11月25日 (月)	設備士講習 (11/25 ～ 29)	福岡市博多区	自治会館
〃	田川市浄化槽技術向上協議会	田川市	田川市民会館
11月28日 (木)	福岡県浄化槽推進協議会研修会福岡ブロック研修	宇美町	現場 (一般家庭)
11月29日 (金)	エコアクション 2.1 全体推進委員会	篠栗町	当協会役員室
12月 6日 (金)	ISO セミナー	東京都	(一財) 日本品質保証機構
12月10日 (火)	常任理事会	篠栗町	当協会役員室
12月11日 (水)	九地協・九指協臨時合同事務局長会議	福岡市博多区	八仙閣
〃	人権セミナー	福岡市東区	福岡リーセントホテル
12月27日 (金)	職員全体研修	福岡市中央区	QUANTIC

情報

試験・講習

令和元年度浄化槽関係試験・講習日程表

今年度の試験・講習会は、以下の日程で実施される予定です。

会場、日程、料金等変更になる可能性がありますのでご注意ください。

試験・講習会	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽技術管理者講習会	49,000円	令和2年1月22日(水)～ 1月24日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい (送料) 1部: 140円 2部: 250円 3～5部: 390円
浄化槽管理士講習	129,700円 ※1	令和2年3月2日(月)～ 3月14日(土)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円 3部: 1,290円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、120,200円
受付期間内に申請書の提出をお願い致します。

■ 申請書の請求および申し込み先

国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886
講 習	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 TEL:092-947-1800 FAX:092-947-3636

■ 免状の申請および再交付先

設備士関係	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-471-6331 FAX:092-476-3511
管理士関係	公益財団法人 日本環境整備教育センター 免状交付担当宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

情報/試験・講習

令和2年度浄化槽関係試験・講習日程表(予定)

次年度の試験・講習会は、以下の日程で実施される予定です。

会場、日程、料金等変更になる可能性がありますのでご注意ください。

試験・講習会	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽設備士 国家試験	22,500円	7月5日(日)	天神チクモクビル 福岡市中央区天神3-10-27 TEL:092-715-3250	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:440円 2部:850円
浄化槽管理士 国家試験	20,200円	10月25日(日)	福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 TEL:092-441-1110	申請書代金1部200円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:340円 2部:650円
浄化槽管理士 講習	129,700円 ※1	6月22日(月)～7月4日(土) 8月31日(月)～9月12日(土) 令和3年3月1日(月)～3月13日(土)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円 3部: 1,290円
浄化槽設備士 講習	86,700円 ※2	11月30日(月)～ 12月4日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-651-4284	
浄化槽技術管理者 講習会	49,000円	令和3年1月20日(水)～ 1月22日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい(送料) 1部:140円 2部:250円 3～5部:390円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、120,200円

※2 浄化槽管理士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、81,700円

表彰

(一社)福岡県環境計量証明事業協会「計量の日記念式典」における表彰

計量記念日(毎年11月1日)事業の一環として、11月8日(金)に開催された令和元年度計量記念日式典において計量関係功労者等の表彰が行われ、事務局検査課技術主査 本山武浩が福岡県計量証明事業協会会長表彰を受けました。

福岡県環境計量証明事業協会会長表彰



本山 武浩
(事務局 検査課)

その他

清掃活動の実施

当協会は、「環境の日」を含む6月の「環境月間」と、環境衛生週間(9月24日「清掃の日」～10月1日「浄化槽の日」)の期間中に、環境活動の一環として、年に2回清掃活動を行っています。

去る9月24日に筑後、26日には筑豊、30日には福岡の各検査センター周辺の道路や水路などの清掃活動を実施しました。



筑豊検査センター



筑後検査センター



事務局・福岡検査センター

その他

環境学習について

当協会は、水環境に携わり、エコアクション21に取り組む事業所として、環境への知識を学び、環境負荷削減の認識を深めるために、11月10日(日)に職員旅行と併せて「八丁原地熱発電所」を見学しましたのでご紹介します。

八丁原発電所のある九重町(ここのえまち)は、大分県の南西部にあり、東と南を阿蘇くじゅう国立公園の九重連山、西側を耶馬日田英彦山国定公園の山々に囲まれており、町内には多くの温泉があり、なかでも筋湯温泉は最大の規模を誇っています。

八丁原発電所は、わが国最大の地熱発電所で、昭和52年6月に1号機、平成2年6月には2号機が完成し、発電能力は、1、2号機合計で11万キロワットの電気を発電することができます。年間の発電電力量は約8億7千万キロワット時で、ほぼ20万キロリットルの石油が節約できるそうです。

地熱発電は、化石燃料を全く使わず地下から取り出した蒸気を利用するクリーンな発電方法で、火力発電のボイラーの役割を地球が果たしており、地下の岩盤の中に閉じ込められ、マグマの熱で高い温度になっている地下水を蒸気井で取り出して発電に使います。蒸気を取り出した残りの熱水は、再び地下へ戻します。このように地熱発電は、地熱という自然の力を利用した発電方法で、国内の資源を有効に活用している環境に優しい方法であることが改めて分かり、とても有意義な見学となりました。



見学のようす

その他

浄化槽Q&A

Q

トイレの掃除に洗剤や芳香剤を使いたいのですが問題ないですか？

A

トイレの洗剤については、塩素系、酸性、中性の3つのタイプがあります。洗剤は、使用する量によって、浄化槽内の微生物の働きを弱め、ひいては浄化槽機能の著しい低下を引き起こすことがあります。

できれば、トイレの清掃は水やぬるま湯を使い、便器の黄ばみ等を取るには、消毒用アルコールをトイレトペーパーに浸し込ませて拭き取るようにして下さい。

なお、洗剤を使用する場合は、浄化槽に対応しているタイプのものを選び、必ず適量の使用を守ってください。

また、トイレの芳香剤については、適量を守って使用している限りは、浄化槽の機能に影響を及ぼすことはありませんが、芳香剤に含まれる色素によって着色され、水質検査のときに水質悪化と間違えられたり、香料と槽内のにおいが混じって臭気の問題を起こすこともありますので、注意してください。

参考：環境省【浄化槽サイト】浄化槽Q&A

その他

法定検査の指摘事例

法定検査の指摘事例を紹介します。

状況

流入管合流部において不適切な種類の流入升が設置されています。



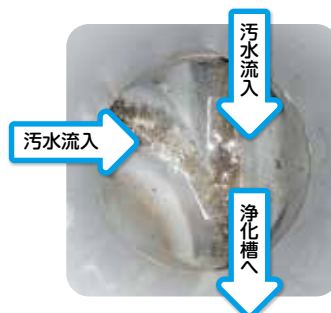
指摘理由

流入管合流部の升の種類が不適切であるため、汚水の流れが阻害され、当該升内が汚物等により、目詰まりする恐れがあり指摘の対象となります。

改善方法など

適切な種類の流入升への交換が必要です。

<適切な種類の流入升>



事業報告

普及啓発

検査事業

講習会等

情報

試験・講習

表彰

その他

その他

福岡県議会で浄化槽法改正について一般質問

令和元年9月25日、福岡県議会において公明党の西尾耕治県議から浄化槽法改正について一般質問が行われました。

一般質問

○二十六番(西尾 耕治君)登壇 皆さん、こんにちは。公明党の西尾耕治です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本年の六月、公共下水が整備されていない地域で、トイレの汚水の処理のみを行う単独処理浄化槽から、風呂、台所から出る生活雑排水も一緒に処理できる合併処理浄化槽への転換を促す浄化槽法の一部を改正する法律案、いわゆる改正浄化槽法が、国会において、自民、公明議員団を中心として、十四年ぶりに議員立法として成立いたしました。我が国で高度経済成長期の一九六〇年代に、家庭のトイレの水洗化に伴って、急速に普及した単独処理浄化槽は、し尿以外は家庭からそのまま排水されることから、家庭から出る生活排水のうち二〇%しか除去することができず、結果河川の悪臭や水質の汚濁の大きな原因になっております。このような深刻な状況から、二〇〇〇年には浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽は原則的には新設については禁止されました。しかしながら、全国ではいまだに約四百万基の単独処理浄化槽が残存しており、その中で設置から四十年以上経過したものは百万基ほどであると推計されております。また、今のままでは三十年後も百三十万基の単独槽が残ると予想されております。全国ではそのような状況であります。福岡県内では約十八万基の浄化槽があり、そのうち約四万六千基が単独処理浄化槽であるという現状であります。したがって、本県にとっても単独処理浄化槽に係る問題は重要な課題であると考えます。

改正法の内容としては、単独処理浄化槽に対する指導強化、浄化槽台帳の整備義務化や、協議会の設置など、七項目の施策が盛り込まれております。また八月六日には、環境省主催で地方公共団体の担当者会議が開催され、改正法の趣旨説明がされたとも伺っております。改正内容を具体化する環境省令は、まだ施行されていないことは承知しておりますが、この法改正に伴う本県の取り組みの方向性をお尋ねいたします。

初めに、老朽化した浄化槽は、破損や漏水などの事象を起こし、環境破壊への深刻な要因となります。このように、そのまま放置すれば、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽を、特定既存単独処理浄化槽と定義し、都道府県知事に当該単独処理浄化槽に関して、除去、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言、または指導することができるとの規定が策定されました。つまり老朽化が著しい単独処理浄化槽の所有者に対して、単独処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽へと転換するよう、都道府県が勧告、命令できるよう権限を強化したものであります。福岡県内の単独処理浄化槽においては、平成三十年度には九十八件に漏水が認められたとのことであり、本県にもこのような老朽化した単独処理浄化槽は相当現存していると思われま。こうした単独処理浄化槽の状況把握に当たって、特に重要になってくるのが、浄化槽の年一回の法定検査の受検及びその受検率の向上であると思われま。福岡県内の浄化槽法第十一条に基づく定期検査の受検率は、平成二十九年度は六九・二%で、全国平均の四一・八%に比べると、高い状況であるとは聞いておりますが、いまだ三〇%を超える所有者が受検されていないということでもあります。

そこで、本県が受検率向上のためにどのような方法をとっておられるのか、まず伺います。

また、今般の浄化槽法の改正により権限が強化されたことから、特定既存単独処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽へと転換するよう、指導を適切に行っていく必要があると考えま。そこで、県は所有者に対する指導について、どのように取り組んでいかれるのか、あわせてお答えください。

次に、浄化槽台帳の整備についてであります。改正法では、浄化槽の維持管理状況などの的確な把握により、きめ細かな管理、指導を図るため、浄化槽台帳の整備を都道府県に義務づけしました。現在、台帳の整備に関しては各地域での差が大きく、専用のデータベースシステムを立ち上げるなど、非常に熱心な地域と、いまだに紙ベースや表計算にとどまっているような地域もあるとのことあります。本県の台帳が、現在どのような状況になっているのか、また今後どのように台帳整備を進めていかれるつもりなのかお伺いいたします。

また浄化槽については、今申し上げましたように、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、公共浄化槽の推進、浄化槽台帳の整備、法定検査の受検率の向上など、たくさんの課題があります。このような点を踏まえ、改正法においては、地域において協議会を設置し、関連業界団体や関係者、地方公共団体などが集まり、課題の解決に向けて協議することができるようになりました。

そこで、浄化槽台帳の整備に当たっても、この協議会を活用して、浄化槽協会のような関連団体などと連携をとりながら進めるべきとも考えますが、いかがでしょうか、あわせて伺います。

次に、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保についてであります。最近の浄化槽は性能が一段と向上し、より複雑な構造になっております。にもかかわらず、浄化槽管理士は、資格を取得した時点の知識のままで保守点検業務が続いている現状があると聞き及んでおります。今回の改正法では、保守点検をなりわいとする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することが規定されております。この研修の機会の確保について、県は今後どのように取り組まれていかれるのかお伺いいたします。

以上、知事に重要な環境行政についての前向きな答弁をお願いいたします。(拍手)

知事答弁

○知事(小川 洋君)登壇 お答えを申し上げます。

まず初めに、法定検査の受検率の向上と浄化槽所有者に対する指導でございます。法定検査につきましては、浄化槽法に基づきまして、御指摘のとおり、年一回の受検が義務づけられております。県におきましては、これまでホームページ等により周知に加えまして、未受検者に対しましては、順次文書を発出し、これを受検するよう指導してまいりました。その結果、議員も触れられましたけれども、本県の受検率は、平成二十九年度で六九・二％、全県平均四一・八％に比べると高い状況でございます。今年度からは、未受検となっております残り約三割の浄化槽のうち、事実上使用されてない浄化槽を除いた、その数字は約二万三千基となりますけれども、この二万三千基につきまして、全県域一斉に受検勧奨文書というものを送付し、これに従わない場合には口頭指導、立入検査を実施して、直接指導することといたしております。また立入検査によって生活環境の保全や公衆衛生上の重大な支障を生ずるおそれのある特定既存単独処理浄化槽、こういった定義になってございますが、この浄化槽を把握した場合には、浄化槽を除却し、合併処理槽への転換を行うことなど、改善措置を速やかに講ずるよう、その所有者に対し助言や指導、必要に応じて命令等を行ってまいります。

次に、浄化槽台帳の整備と協議会の活用についてお尋ねがございました。浄化槽台帳につきましては、これまで浄化槽法におきましては、その整備は義務づけられておりませんでした。今回義務づけられたわけでございますが、本県におきましては、これまで浄化槽の設置者、設置場所、それから人槽など、設置情報を記載した浄化槽台帳というものを整備しております。今回の法改正によりまして、県は法定検査の受検率の向上など、浄化槽の適正な維持管理を指導する上で必要な台帳を整備することとされたわけであります。この台帳に記載すべき事項につきましては、今後発出される予定の省令で明らかにされるわけでございますが、新たに法定検査の結果、保守点検業者による点検結果、清掃業者による清掃の結果といった浄化槽の維持管理に関する情報全般が、その対象となる見込みでございます。このような維持管理情報を、県が保有しております設置情報とあわせまして、浄化槽台帳で一元的に管理をするためには、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者等、それぞれが保有しております情報を定期的に県に報告をしてもらう必要がございます。このため、これらの浄化槽関係者を含めた協議会を設置をいたしまして、県に対する報告の方法などについて十分協議を行い、浄化槽台帳の整備を図ってまいります。

次に、浄化槽管理士に対する研修についてお尋ねがございました。浄化槽法におきましては、浄化槽の保守点検業務に従事する者として、浄化槽管理士というものが規定されております。この資格は、御指摘のとおり、一旦取得すれば、更新の必要がないものとなっております。一方、法制定から四十年近くが経過をし、浄化槽はその処理性能の向上、小型化に伴う技術の高度化というものが進んでおります。そういうことから、浄化槽管理士におきましては、資格取得後においても、保守点検を行う上で新たな知識や実務上の技術の習得というものが必要になっております。現在、そのために国において浄化槽管理士に求める研修にかかわる基本的事項について検討が進められているところであります。県といたしましては、こうした国の検討結果も踏まえまして、浄化槽管理士が最新の知識や技術を習得することができるよう、研修の具体的な内容と、その実施方法などについて検討を進めてまいります。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)について

今回は、化学物質排出把握管理促進法(化管法)について紹介します。

この法律は、SDS制度(Safety Data Sheet)とPRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

【SDS制度とは】

事業者が、人の健康や生態系に有害な化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、その情報を提供する義務が生じる制度のことです。

【PRTR制度とは】

事業者が、人の健康や生態系に有害な化学物質を環境(大気、水、土壌)へ排出する場合または廃棄物に含めて事業所外へ移動する場合、事業者はその量を把握し、国に届け出る義務があります。国はこの届出のデータを集計し公表する制度です。

(1)対象化学物質(462物質)

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質。

(2)対象業種(24種類の業種)

対象化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者であり、具体的には次の①～③の要件全てに該当する事業者となります。

- ① 政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者(下水道業・計量証明業・産業廃棄物処分業など)
- ② 常時使用する従業員の数が21人以上の事業者
- ③ いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)の事業所を有する事業者等又は他法令で定める特定の施設を設置している事業者



図-1 PRTR制度の仕組み

当協会の計量証明事業においても、測定に使用する試薬として対象化学物質(ノルマル-ヘキサン、塩化第二鉄、ドデシル硫酸ナトリウム)を使用していますが、これらの法律や制度に基づき適正に管理しています。



宇美八幡宮

今回は、糟屋郡宇美町の「宇美八幡宮」を紹介します。

糟屋郡宇美町は、人口およそ37,000人で、福岡県の北西部、福岡市の東南東約15kmの場所に位置し、福岡都市圏に属する町のひとつで、町の北部・北西部の平地は、福岡市のベッドタウンとして開発が進んでいます。

宇美八幡宮は、神功皇后(じんぐうこうごう)が應神天皇(おうじんてんのう)を安産で出産したといわれる聖地で、敏達天皇の御代(西暦570年頃)に創建されたと伝えられています。境内には、樹齢二千年以上と推定される、国指定天然記念物「湯蓋(ゆふた)の森」「衣掛(きぬかけ)の森」という二本の老樟(くす)を始め、神功皇后が出産された際に取りすがったとされる「子安の木(槐)」や、應神天皇の産湯に用いられたとされる「産湯の水」など、安産に関する言い伝えが数多く残っており、これらの神功皇后と應神天皇の母子神に因む安産信仰の対象全てが、福岡県指定文化財(民俗資料)として指定されています。

また、古くから宇美八幡宮に伝わる「宇美神楽」も、福岡県無形民俗文化財に指定されています。

<提供:宇美八幡宮>



本殿



子安の木(槐)



湯蓋の森



宇美神楽

新年あけましておめでとうございます。

令和になって最初の新年となりますが、今年は、日本で夏季オリンピックとしては、2回目となる東京オリンピックが開催されます。

1回目が1964年でしたので、56年ぶりの開催となります。

私は、1回目が開催された時に生まれていませんでしたので、今年日本で開催されるオリンピックを楽しみにしています。(U)

編集
後記

令和元年度 浄化槽

シンポジウム福岡

～人口減少時代に向けた持続可能な生活排水処理計画について～

地方行政の政策決定に携わる皆様や
市民団体その他関係者の皆様を対象に、
生活排水処理の現状や、生活排水処理計画に
関する有益な情報を提供します。

令和2年

日時

2月7日 金

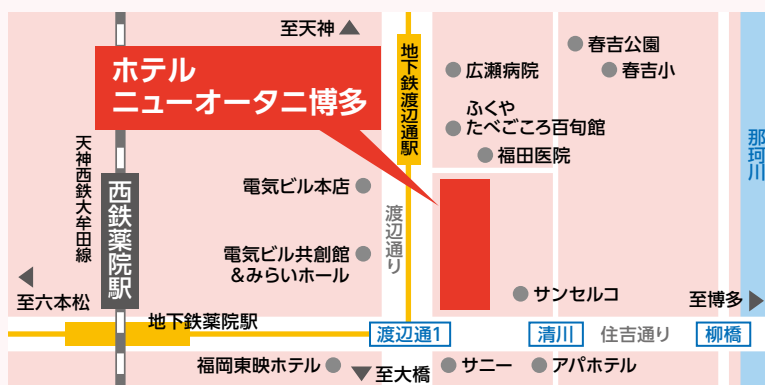
13時00分～17時00分
(受付開始12時00分～)

参加
無料

場所

ホテルニューオータニ博多

住所:福岡市中央区渡辺通1-1-2
TEL:092-714-1111



Access

- 地下鉄 渡辺通駅下車、徒歩約1分
- バス 渡辺通一丁目電気ビル共創館前
または渡辺通一丁目十八銀行前下車、
徒歩約1分
- 西鉄 薬院駅下車、徒歩約7分
- 車 都市高速天神北ランプより、
車約10分 ホテル横

※駐車場には限りがございます。公共交通機関を
ご利用ください。

講演

I.「下水道事業における現状等」(60分)

総務省 自治財政局 準公営企業室

II.「福岡県における生活排水処理の現状と今後」(60分)

公益財団法人日本環境整備教育センター 理事 国安 克彦氏

III.「浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法の確立

～田川市個人設置・公的管理型浄化槽整備事業の創出から実施へ～」(60分)

田川市 市民生活部 環境対策課 汚水処理対策室 主任 濱田 裕介氏

共催：福岡県／福岡県浄化槽推進協議会／一般財団法人福岡県浄化槽協会

後援：全国浄化槽団体連合会九州地区協議会／福岡県環境整備事業協同組合連合会

お問い合わせ



一般財団法人 福岡県浄化槽協会
Fukuoka Johkasou Association

(企画課) TEL:092-947-1800

2020
新年号
No.154

かいほう

発行年月日：令和2年1月1日

発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会

〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙大966-7
TEL.(092)947-1800 FAX.(092)947-3636

発行人：三浦 正吏

ホームページ：http://www.fjkyo.or.jp



この印刷物は環境保護の為、再生紙を使用し、植物油インキによって印刷しました。